二　次に掲げる株式の別に、その年中にこれらの株式につき取得又は譲渡若しくは贈与（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座からの第二十五条の十の二第二十六項に規定する払出しを含む。）その他の事由による異動をした年月日、その数、支払を受けた対価の額又は交付を受けた金銭その他の資産の額及びその異動の事由並びにその年の十二月三十一日において有しているこれらの株式の数

イ　当該取得株式及び当該取得株式と同一銘柄の株式（ロに掲げるものを除く。）

ロ　当該取得株式と同一銘柄の株式で法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第七項において「特定口座内保管上場株式等」という。）であるもの

三　前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

6　法第二十九条の三第三項に規定する適用を受けて取得をした株式として政令で定めるものは、同条第一項本文の規定の適用を受けて取得をした株式及び当該株式について取得をした分割等株式とする。

7　特例適用者（法第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けて株式の取得をした取締役等又は同項に規定する権利承継相続人（第十二項及び第十三項において「権利承継相続人」という。）をいう。以下この条において同じ。）が当該取得（以下この条において「特定取得」という。）の時以後に当該特定取得をした株式と同一銘柄の株式（特定口座内保管上場株式等であるものを除く。以下この条において「同一銘柄株式」という。）の譲渡（第二十五条の八の二第三項に規定する移転又は消滅を含む。以下この項、第十項及び第十三項において同じ。）をした場合（当該特例適用者に法第二十九条の三第三項に規定する特定外国株式（以下この条において「特定外国株式」という。）に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該譲渡については、当該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡の時における当該特定外国株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株式が当該特定外国株式に該当するものとみなして、この条、法第二十九条の三及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

8　特例適用者が、特定外国株式につき法第二十九条の三第三項第三号に掲げる贈与又は同項第四号に掲げる譲渡をした場合における同項の規定により譲渡があつたものとみなされる特定外国株式は、当該贈与又は譲渡がされた特定外国株式のうち、当該特定外国株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する部分の株式とする。

9　特例適用者が、その有する同一銘柄株式につき分割等株式を有することとなつた場合（当該特例適用者に当該同一銘柄株式である特定外国株式に係る特定残株数がある場合に限る。）には、当該分割等株式のうち、当該分割等株式の数に第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する株式は特定外国株式に該当するものと、当該分割等株式を有することとなつたことは特定取得をしたこととそれぞれみなして、この条、法第二十九条の三及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　当該分割等株式を有することとなつた時において有する当該同一銘柄株式の数

二　当該分割等株式を有することとなつた時における当該特定外国株式に係る特定残株数

10　前三項に規定する特定残株数は、同一銘柄株式に係る第一号に掲げる数から当該同一銘柄株式に係る第二号に掲げる数を控除した数をいうものとし、分割等株式を有することとなつたことがある場合においてこれらの号に掲げる数の算出をするときは、当該分割等株式を有することとなつた時（当該分割等株式を有することとなつた時が二以上ある場合には、最後の当該分割等株式を有することとなつた時）以後にされた特定取得又は譲渡若しくは贈与を基礎として計算するものとする。

一　特定取得をした株式の数（特定取得が二以上ある場合には、当該二以上の特定取得をした株式の数の合計数）

二　特定取得の時（特定取得が二以上ある場合には、最初の特定取得の時）以後に譲渡又は贈与をした株式の数

11　前条第十一項の規定は特例適用者の有する同一銘柄株式のうちに特定外国株式と特定外国株式以外の株式とがある場合について、同条第十二項の規定は法第二十九条の三第一項本文の規定の適用がある場合について、前条第十三項の規定は特定外国株式に係る同項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合について、同条第十四項の規定は非居住者がその有する特定外国株式を譲渡する場合について、同条第十五項の規定はその年において特定外国株式に係る同項に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得を有する同項に規定する国内に恒久的施設を有しない非居住者が確定申告書を提出する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十二項中「第二十九条の二第一項本文」とあるのは「第二十九条の三第一項本文」と、同条第十四項中「第二十九条の二第四項」とあるのは「第二十九条の三第三項」と、「特定株式又は同項に規定する承継特定株式」とあるのは「特定外国株式」と読み替えるものとする。

12　法第二十九条の三第一項に規定する付与契約により特定外国新株予約権を与えられた取締役等又は権利承継相続人に係る同項に規定する認定事業会社は、当該特定外国新株予約権を付与した取締役等の氏名及び住所、当該特定外国新株予約権の行使に係る権利行使価額（当該行使に際し払い込むべき金額をいう。）、当該取締役等が死亡した場合に当該特定外国新株予約権等を行使できることとなる当該取締役等の相続人の有無その他の財務省令で定める事項を記載した調書を、当該特定外国新株予約権等の付与をした日（同条第四項に規定する認定があつた日において既に付与されている特定外国新株予約権にあつては、当該認定の日）の属する年の翌年一月三十一日までに、当該認定事業会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

13　前項の認定事業会社は、特定外国株式を有する取締役等又は権利承継相続人ごとに、当該取締役等又は権利承継相続人からの法第二十九条の三第一項第六号の報告並びに特定外国株式会社から提供を受けた当該取締役等又は権利承継相続人の当該特定外国株式及び当該特定外国株式と同一銘柄の株式の異動状況に関する情報に基づき、その者の氏名及び住所、当該特定外国株式の取得又は譲渡をした年月日及びその事由その他の財務省令で定める事項を記載した調書を作成し、これを毎年一月三十一日までに、当該認定事業会社の本店の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14　前二項の調書の様式は、財務省令で定める。

15　前条第十九項及び第二十項の規定は特定外国株式の譲渡をした特例適用者が国内において所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する支払者から当該特定外国株式の譲渡の対価の支払を受ける場合について、前条第二十三項の規定は特定外国株式の譲渡の対価の支払をする者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十九項及び第二十項中「特定株式又は承継特定株式」とあるのは「特定外国株式」と、「第二十九条の二第四項」とあるのは「第二十九条の三第三項」と読み替えるものとする。

16　前項に定めるもののほか、特定外国株式の譲渡の対価の支払をする者に対する所得税法第二百二十五条の規定の特例に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十一条第三項

譲渡所得の金額	譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額については、特別控除後の長期譲渡所得の金額）
課税総所得金額	課税総所得金額、課税長期譲渡所得金額

第二十条第三項の表第百二十三条第二項第四号及び第五号、第百二十七条第一項及び第二項並びに第百五十五条の項中「並びに第百五十五条」を「、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改める。

第二十条の二第十三項中「第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は」を「第三十七条第一項の表の第一号に規定する既成市街地等又は次項に規定する」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第十八項を削り、同条第十七項中「受ける区域」の下に「とし、同号イに規定する政令で定める面積は、五百平方メートル」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第三十一条の二第二項第十一号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一　都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区